

令和2年12月1日

関係者 各位

宇都宮花き地方卸売市場

開設者 株式会社宇都宮花き

## 新型コロナウィルス感染症に関するお知らせ(12月版)

栃木県内における新型コロナウィルス感染症への警戒度レベルは11月25日から、従来より一段上の「**感染厳重注意**」に引き上げられました。「**感染厳重注意**」は初めてで期間は12月31日までです。感染に対する注意要請の一方、店舗等への休業要請や県境をまたぐ人の移動制限はせず、最大限の感染防止対策を呼び掛けております。また「**インフルエンザ**」の流行時季とも重なって、新たな警戒領域に入っております。

栃木県から県民および県内事業者に対する協力要請の内容は、従来からの「**三密回避**」に加えて「**五つの場面**」への注意も呼びかけています。具体的には県民へはマスクの着用、換気の徹底、三つの密回避をはじめ飲食を伴う懇親会など五つの場面を示して基本的な感染防止行動を要請しております。また、県内事業者へはより一層感染防止対策への積極的な取り組みを要請しています。また体調の悪い人の外出を控えたり、特に高齢者や基礎疾患のある人に対しては、感染防止対策に不安のあるある場所等を避けるなどの行動も従来通り呼びかけています。また、11月より新型コロナウィルス感染に関する相談方法が、「かかりつけ医」へ電話して指示を受けるか、「かかりつけ医」を持たない人は「受診・相談センター」へ電話して対応を相談するなどとなっております。

全国の卸売市場関係13団体の「卸売市場における新型コロナウィルス感染症感染拡大予防ガイドライン」も発しており、関係者皆様へは継続して感染拡大防止に向けた「業種別ガイドライン」の徹底と、「新しい生活様式」への転換に対し、ご理解とご協力を願い申し上げます。

### 記

1. 継続して「**感染厳重注意**」を意識した防止策の徹底。

2. 宇都宮花き地方卸売市場の今後の対応。

A. 市場機能の継続。

宇都宮花き地方卸売市場は市場機能を継続致します。

B. 関係者の感染予防と対応。

換気の強化(換気窓の開放および空調設備の増設増強工事を実施済み)、社会的距離の確保、咳エチケット(マスク着用等)にご協力を願い致します。

C. 卸売の方法

・オークションルームにおける「せり売り」の縮小化を推進。

・契約取引、予約取引、相対取引、二日前販売などの「せり外事前販売」を、インターネット取引(在宅せりを含む)、メール、電話、FAXなど通信機器による遠隔取引を推進します。

D. 従業員への感染防止策。

体温測定の習慣化、手洗いの励行、休憩室の密を避ける利用と共に、ユニフォームの小まめな洗濯等「**新型コロナウィルス・インフルエンザ感染防止**」に向けた取り組みへのご協力を願い致します。

\* \* \* \* \* \* \* 従来からの取り組みを継続して行います。 \* \* \* \* \* \* \*

\*「息苦しさや強いだるさ」を感じたら相談対象です。

\*高齢の方や基礎疾患がある方は「発熱やせきといった比較的軽いかぜの症状」でも相談対象です。

↓ ↓ ↓

「かかりつけ医」へ電話で相談～受診方法の指示～「診療・検査医療機関」を紹介など。

栃木県の受診・相談センター 0570-052-092 (土日祝日を含め24時間対応)

厚生労働省コールセンター 0120-565-653 です。

\***体調異変を感じたら周囲の人(家族、所属長、市場長など)にスグ連絡を!**

# 卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日制定

令和2年5月25日改正

令和2年8月5日改正

全国中央卸売市場協会

全国公設地方卸売市場協議会

全国第3セクター市場連絡協議会

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会

一般社団法人全国青果卸売市場協会

全国青果卸売協同組合連合会

一般社団法人全国水産卸協会

全国魚卸売市場連合会

全国水産物卸組合連合会

公益社団法人日本食肉市場卸売協会

東京食肉市場卸商協同組合

一般社団法人日本花き卸売市場協会

一般社団法人全国花卸協会

## 1. はじめに

- 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されましたが、食料品その他生活必需品の流通を担う卸売市場については、政府からの要請（注1、注2、注3）も踏まえ、事業を継続してきたところです。
  - (注1) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和2年4月6日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）
  - (注2) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言下におけるゴールデンウィーク中の食品の安定供給の確保について」（令和2年4月24日食料産業局長・政策統括官）
  - (注3) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について」（令和2年5月7日食料産業局長）
- こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。
- さらに、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長するとともに、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。
- このため、卸売市場関係団体においては、専門家会議提言において示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各施設の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。

- 各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用することにより、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

## 2. 基本的考え方

- 食料品その他生活必需品の流通を担う卸売市場は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。
- このため、本ガイドラインでは、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図る観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）を避けるための取組を、卸売市場の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示しています。
- また、事業を継続していく上では、従業員の健康の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

## 3. 具体的な取組

### (1) 卸売市場における感染予防対策

卸売市場には多数の関係者（物流事業者、売買参加者、買出入など）が訪れる事から、卸売市場の規模や施設の配置などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、卸売市場における従業員及び関係者への感染拡大のリスクを下げる事が重要です。

このため、各事業者においては、実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、卸売市場における感染予防策の充実を図ることが求められます。

#### ① 換気の徹底

卸売市場が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のようないくつかの取組を行う。

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。
- ✓ 窓やドアを定期的に開放する。

#### ② 社会的距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のようないくつかの取組を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）」とされている。）

- ✓ マスクを着用する。
- ✓ 人の間隔は、できるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保するよう努める。

#### ③ 清掃・消毒

通常の清掃に加え、卸売市場の消毒等に関し、以下のようないくつかの取組を行う。

- ✓ 従業員及び関係者のための手指の消毒設備を入口及び施設内に必要に応じ設置。
- ✓ トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、多数の者が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ 鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、石けんと流水

で手を洗う。

#### ④ 休憩スペースの管理

- 休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。
- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
  - ✓ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
  - ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
  - ✓ 従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

### (2) 従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、卸売市場における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

このため、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

#### ① 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

#### ② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

従業員によるマスク、フェイスシールド等の着用や、必要に応じ手袋の着用やこまめな手洗い、消毒を励行することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。

#### ③ 対人距離の確保

従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

#### ④ 休憩スペースの管理

- 休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。
- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
  - ✓ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
  - ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
  - ✓ 入退室の前後に手洗いをする。

#### ⑤ 更衣室の管理

多くの従業員が利用することに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐ。
- ✓ 窓やドアを定期的に開けるなど、室内の換気に努める。

#### ⑥ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等

職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配意する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。

- ✓ 咳エチケットの徹底
- ✓ 従業員による体温の測定と記録の実施
- ✓ 以下の場合には所属長への連絡と自宅待機の徹底
  - 発熱などの症状がある場合
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ✓ 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上保健所に問い合わせる

- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならぬ場合を含む）
- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
- 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用後、施設への入場時における手洗い、手指の消毒
- ✓ 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法の積極的活用
- ✓ 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けること
- ✓ 従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと

### (3) イベント開催等に係る基本的な感染防止策・イベント開催要件等

卸売市場において、不特定多数の者が参加する「市場まつり」等のイベントを開催する場合には、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、本ガイドラインに基づく行動をすること。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動をすること。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれにに基づくイベント開催要件等を見直すこと。

#### (ア) ウイルスを持ち込まない行動

- ✓ スタッフの体調管理
  - スタッフの定期的な検温を実施
  - 発熱など、体調の悪いスタッフはイベント等への参加を控える
- ✓ 参加者の体調管理
  - 参加者の入場時の検温を実施
  - 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る

#### (イ) 持ち込んでも感染させない行動

- ✓ マスク
  - 熱中症対策等に必要な場合を除き、マスクの着用を奨励
  - 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布
- ✓ 大声抑制
  - 模擬せり等における大声の抑制（模擬せりのせり人は、参加者まで一定距離を確保）
- ✓ 手洗い・消毒
  - こまめな手洗いの奨励
  - 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ✓ 三密の回避
  - 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
  - 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接の回避（時間差入退場の工夫等）
- ✓ 飲食の制限
  - 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食の制限
- ✓ 催物前後の行動管理
  - イベント前後の飲食（打ち上げ）等による感染の注意喚起

#### (ウ) 感染しても広げない行動

- ✓ 参加者の連絡先把握
  - 可能な限り事前予約制（WEB予約の推奨）、又は入場時に連絡先の把握
- ✓ 参加者自身による感染把握

- 接触確認アプリの導入の推進（特に、参加者の位置が固定されない催物の場合は強く推奨）、（各都道府県等で開発する）QRコード等による登録の推奨

#### 4. おわりに

- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて卸売市場の業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
- また、本ガイドラインと併せて、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行うよう、よろしくお願ひします。
- なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

(以上)